

平成30年度 第1回 二宮町環境審議会会議録

日 時：平成30年8月29日（水） 午後1時30分～午後5時00分

場 所：二宮町民センター 3階3Bクラブ室

出席者：室田会長 / 品川副会長 / 牧野委員 / 亀井委員 / 片岡委員 / 小林委員 /
土谷委員 / 本荘委員 / 池貝委員

事務局：椎野都市部長 / 和田生活環境課長 / 山口環境政策班長 / 宇山主事補

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. あいさつ

村田町長：町では、現在、平成24年度に策定した「二宮町第2次環境基本計画」に基づく各種の取組を進めているところでありますが、本年度は中期実施計画の最終年度にあたることから、例年の計画の進捗管理の他、後期実施計画の策定についてご審議いただくこととなります。

環境基本計画の基本理念である『のこしたい・つたえていきたい・ふるさとを～里山・里地・里川・里海と暮らすまちにのみや～』の実現には、「生物多様性の保全」、「循環型社会の実現」、「低炭素社会の形成」という3つの基本目標の達成が不可欠ですが、中でも「低炭素社会の形成」につきましては、地球規模で対策の必要性が高まっていることから、その点も含め、ご意見をいただければと思いますので、よろしく願い申し上げます。

4. 委員紹介
5. 二宮町環境審議会規則等
6. 会長、副会長の選出

会 長：他の委員からの推薦を受け、この度、会長を務めさせていただくこととなりました東海大学の室田と申します。大学では、地域の環境保全や環境政策の研究をしておりますので、この場をお借りして勉強させていただければと思います。また、会議の進行では活発な意見が出るように努めてまいりますので、ご忌憚のないご意見をいただければと思います。

副会長：新委員ではありますが、副会長を務めさせていただくことになりました。二宮町とは、地球温暖化対策検討委員会で協力させていただいてからということで2度目のお付き合いとなります。環境政策というものは、すぐには効果が見え難く、実施後、数年経過してから漸くぼんやりと効果が見えてくるものですので、そこに私の経験が生かせればと思います。

7. 議題

(1) 二宮町第2次環境基本計画中期実施計画(29年度)の進捗状況(案)について
『資料1:二宮町第2次環境基本計画中期実施計画(h29)の進捗状況について(案)』
『参考1:中期実施計画(h29)の進捗状況に関する意見一覧』
について事務局より説明

【審議結果】

・『資料1』の「V 平成29年度進捗状況に対する二宮町環境審議会の意見」にとりまとめる意見については、『参考1』の中から以下のとおり、意見を採用する。

- ・基本目標1に係る意見のうち、「○」印を付した事業に対する意見(5事業)。
- ・基本目標2に係る意見のうち、「○」印を付した事業に対する意見及び「2-2-②」の事業に関する意見(2事業)。
- ・基本目標3に係る意見のうち、「○」印を付した事業に対する意見及び本会議における「3-1(2)-⑥」の事業並びに計画事業の目標設定に関する意見(3事業)。

※計画の推進方策に係る意見については、前回の審議会における推進方策の考え方の変更等に関する意見をまとめる。

【質問・意見等】

事務局:事前の意見照会にご協力いただいた平成29年度進捗状況に対する各委員からの意見について、各基本目標に対する意見数に片寄が見られるので、最終的な審議意見のとりまとめにあたり、前年度のボリュームを踏襲するのであれば、基本目標1については絞込みを、基本目標2と3については追加等をご審議いただくことになります。また、『参考1』において事務局案欄に「△」印を付した意見については、捉え方や見解が人によって異なると思われるので、意見の選択を行う前に、まずご審議いただく必要があろうかと思えます。

委員:「△」印が付されている事業のうち、「1-2-①:里山再生育成事業」と「1-3-⑤:葛川美化推進事業」については、悪天候による中止等、不可抗力による目標未達なので、数値指標の達成度だけでなく、未達となった事情等も加味して評価すべきではないか。また、「1-2-⑤:緑の基本計画」についても、事業内容を重視した評価をすべきではないか。

事務局:前年度の審議会意見を受け、後期実施計画では、一定の定義に則した統一的な評価が行えるように、数値と事業内容のどちらに重きを置いて評価をするべきかを事業毎に事前選択する予定でおりますが、中期実施計画においては、ルールが明確化できていない中での評価となるため、事務局としては数値の達成状況を重視することで考えを統一し評価することとさせていただきます。数値の達成状況で評価することに異論がなければ、この度の意見は選択しないのが妥当と思われる。

委員：計画の進捗管理においては、数値指標が不可欠となるので、明確なルールがない中においては、評価が恣意的なものとならないよう数値の達成状況により評価することでよいと思う。その代わりとして補足となる付帯的な説明を加えてはどうか。

事務局：目標未達に相当たる理由がある事業については、評価に付帯的に説明を入れて補足することとし、「Ⅴ 平成 29 年度進捗状況に対する二宮町環境審議会の意見」とは別に「Ⅳ 基本目標別進捗状況及び評価」の中でまとめさせていただきます。

委員：「3-1(2)-②：ムダな電力消費等の節約啓発」については、逆に目標の達成が容易であったようにも見受けられるので、同様に補足説明を加えてはどうか。

事務局：目標値が達成できたのは、ITふれあい館の閉館（機能の一部をラディアンに移管）したことによる消費電力量の削減が主な要因となっておりますので、その点の説明を加えることとします。

委員：「2-2-②：生ごみ処理機の導入促進」については、ごみ減量化と直接リンクするので、やればやるほど効果が出るものだと思うのだが、大型生ごみ処理機の停止等の動きもあるため、推進の意思が感じられない。また、「2-5-③：地元産品の循環型活用の促進」に関する課題として、生ごみ処理機から生成される堆肥は、堆肥成分に問題があり、農業や商業も含めた循環は難しいとのことだったが、「1-2-③：ふれあい農園事業」の利用者が個人で利用する場合には、それほど問題になり得ないと考えられるので、セット施策によって効果的な推進を図ってはどうか。

事務局：大型生ごみ処理機については、製造元の耐用年数を超え、交換部品が手に入らなくなったことから更新時期を迎えておりましたが、設置当初と比較して利用者が大分少なくなった現状を鑑みますと費用対効果が高いとは言えないことから、エクレール二宮に設置していたものについては利用を停止し、代替となる生ごみ処理機購入費補助に注力して普及促進を図ることとしました。生ごみ処理機購入費補助による新たな利用促進の手立てとしては、消滅型の生ごみ処理機として高い関心を集めており、昨年度に建設工業会で作成された「町オリジナルキョーロ」や費用対効果の高い「段ボールコンポスト」による普及促進について検討していく考えです。

なお、この度のご意見の主旨としては、各計画事業間の連携策の一つとしてセット施策を検討してはどうかと言うことになるかと思いますが、「ふれあい農園」の事業所管課である産業振興課における事業の主目的は、「町民の健全な余暇利用」となるため、本来の目的達成と相違のある連携の仕方は受入れ難いものと思われます。一方、「生ごみ処理機」の事業所管課の立場として、「1-2-③：ふれあい農園事業」の利用者に対する補助率を高め、さらなる導入促進を図る方法も考えられますが、既に非電動型生ごみ処理機の補助率が9割であることから、導入に対するインセンティブは低いと考えられます。

委員：基本目標3に係る事業は、普及・啓発等の取組が多いことから進捗状況が掴み難いので、具体性のある数値指標を設定する必要があると思う。具体性のある数値指標が設定されている事業として「3-1(2)-⑥：環境負荷の少ない交通の利用促進」があるが、設定されている目標値については、現況と大きくかい離しているので、目標値を実現可能性のあるレベルまで下げて設定するべきではないか。また、目標値を維持するのであれば、目標達成に向けた具体策を講じるべきではないか。

事務局：「コミュニティバス」についても、事業所管課における本来の事業の主目的が公共交通不便地域の解消にあるのに加え、高齢化の進展に伴い将来的に自動車が運転できなくなる方々を対象とした事業であることから、単に利用者のニーズのみで運行経路を設定できないため、目標値とする乗車人数が伸び悩んでいる現状です。環境行政を推進する立場としては、二酸化炭素排出量の削減を目指し、より多くの方に「コミュニティバス」をご利用いただくため、さらなる利用促進を求めるべきものですが、昨今の公共交通の利用促進に関する普及啓発により、少しずつ「コミュニティバス」の重要性が住民に浸透してきている様子も垣間見えますので、目標値は事業の採算性を考慮した現状のままでよいと考えております。

委員：利用者のニーズに則した運行経路を設定できないのは何故か。

事務局：本来であれば、交通不便地域と利用者のニーズが高い行き先とを結ぶ経路を設定することが望ましいのですが、民間の路線バスとの競合を避けて経路を設定しないと、路線バス利用者の減少により路線バスが撤退することで、かえって不便地域が拡大してしまうことが考えられます。また、無理をして民間路線が完全に撤退すれば、多額の費用を投じて町営バスを運行しなければならない事態を招くことにもなるため、利用者のニーズのみを考慮して経路を設定するのは難しいと言えます。

委員：将来を見据えて設定したことは理解できたが、環境基本計画も終盤に差し掛かっているので、目標未達の理由や対策等について示す必要があると考える。

委員：事業所管課における事業の主目的が別にある場合があることはわかるが、環境基本計画に位置付けている以上、環境の観点で事業を推進するべきと思う。また、現在、設定されている数値指標についても、例えば、バス利用者数をベースとして、仮に利用者が個々に自動車を利用した場合に想定される二酸化炭素量の排出量を事業の成果として指標に設定することも考えられるので検討してほしい。

事務局：数値指標の検討についても意見に加えて補足説明することとします。

会長：計画の推進方策に対する意見はどのようにとりまとめるのか。

事務局：昨年度の審議会の意見を受け、後期実施計画（素案）においては、推進方策に対しての考え方を改め、配下の事業を他の基本目標に振り分けましたので、その旨を意見として整理してみます。

(2) 二宮町第2次環境基本計画実施計画(素案)について

『資料2:二宮町第2次環境基本計画後期実施計画(素案)』

『参考2-1:後期実施計画(事業案)の進捗状況に関する意見一覧』

『参考2-2:二宮町第2次環境基本計画後期実施計画(事業案)』

について事務局より説明

【審議結果】

・『資料2』の策定にあたり、計画事業の改善等を求める意見については、『参考2-1』のうち、以下の事業に関する意見の一部を修正し、事務局で事業所管課との調整を行う。

- ・「No.4:ふれあい農園事業」については、他事業とのセット施策に関する記述を除く。
- ・「No.16:松の保全事業」については、伐倒後に耐性松の植樹を求める意見を加える。
- ・「No.18:釣り客、地引網のごみ処理、ごみ持ち帰りのマナー向上の徹底」については、監視員の設置に関する具体的な意見を除き、清掃回数の維持を求める表現に意見を変更する。
- ・「No.20:自然環境を知るための講座開催」については、学校の総合学習に限定しない表現に意見を変更する。
- ・「No.21:動物の適正な管理」については、農業被害と生活被害とに計画事業を分けて設定することを求める表現に意見を変更するとともに、目標の数値指標を「被害件数」とするのがよいか、「捕獲件数」とするのがよいかを事業所管課に投げかける。

【質問・意見】

事務局:事前の意見照会にご協力いただいた後期実施計画事業案に対する各委員からの意見について、今後、事務局で事業所管課との調整を行うにあたり、審議会からの正式な意見としてよいかご審議いただきたいと思えます。

委員:「No.4:ふれあい農園事業」に対する意見について、セット施策は先の議題のとおり弊害があるようなので、あくまで相乗効果を狙った連携にとどめておいた方がよいと思うが、区画数は拡大する方向で働きかけてほしい。

事務局:「ふれあい農園事業」が基本目標1に位置付けられている意味からすれば、遊休農地の活用による農地等の里山の保全が重要であり、本来であれば農地の管理者である農家の手により荒廃化を防ぐことが望ましいと考えています

また、荒廃農地対策の一環としてふれあい農園の区画数を増やそうとしても、荒廃農地の多くは利便性の低い場所にあるため、マッチングが難しいのが実情ですが、少なくとも現在の町が農家から農地を借受けて農園を管理する仕組みから、農家が自ら農園を管理する仕組みに変えていければと考えます。

委員：「No.16：松の保全事業」については、私有地での植樹の協力が得難い状況にあることは理解できたが、観光を目的とした景観の保全という意味でも大切にしていくなすべきものだと思うので、松が町にとって大事なものだというPRに力を入れ、個人での保全が難しければ、地域として守っていくことも検討してみてもどうか。

会長：植樹への理解を得るのは困難と思うが、現存する松を今後も松くい虫から防除し続けるには限界があると思うので、せめて将来に向けた自然環境の保全のため、耐性松の植樹に対する理解を広めていってほしい。

委員：「No.18：釣り客、地引網のごみ持ち帰りマナー向上の徹底」については、現在行っているマナー啓発だけでは解消は難しいと思います。町の条例等で罰則を設けられないのでしょうか。

事務局：条例に罰則を設ける場合には、罰則の根拠となる法律がないと罰則に対する違法性を問われる可能性があります。監視員を設置して指導するに際し、体制を整えたとしても、海岸でBBQをしている方の中にはお酒を飲まれている方もいるため、トラブルに発展することも考えられますので、監視員をおいても見合った効果を得るのは簡単ではないと考えられます。そのため、海岸への看板設置や見回りと合わせ、常に海岸をきれいにしておくことが有効な防止策であると考えております。

委員：今後も海岸清掃によりごみを捨て難い環境を維持していただければと思います。

委員：「No.20：自然環境を知るための講座開催」については、昨今、コミュニティスクールを有効活用していく傾向があるため、学校教育における総合学習の場だけが出前講座の対象ではないと考える。一方で、環境学習は子供達への良い刺激となるので、専門知識を持つ者等の専門性や、町が持つ環境情報を活かし、学校への働きかけも行ってほしい。

事務局：「No.21：動物の適正な管理」については、前期実施計画から中期実施計画への移行に際し、数値指標を変更し、生活被害の捕獲件数も含めた数値目標から農業被害件数のみの数値目標としたものですが、数値指標である農業被害件数を重視するのであれば、現行の「1-5 良好な自然を象徴する動植物の保全」ではなく、里地保全の観点から「1-2 広陵地や谷戸などの保全」の配下に再編すべき事業と思われる。逆に生活環境も含めた環境保全を意図した事業とするのであれば、生活被害についても把握する必要があるかと思えます。

委員：基本目標1には里地も含まれるので、生活被害も含めるのが妥当と思う。

委員：数値指標の設定に際し、被害件数を目標とすると、報告がない場合には被害がないことになるので、実状とかい離することが考えられる。比較的把握が容易な捕獲件数を指標とすることも検討してはどうか。

会 長：他の後期実施計画に対する意見と合わせ、今後、事業所管課と調整する際に、指標を変更することについても提案してみます。

(3) その他

事務局：第2回会議では、本日受けた意見を各課へ照会した結果を受けての後期実施計画（案）について審議いただく予定です。開催は11月中旬を予定しておりますが、現時点でご都合のつかない日程はありますか。

会 長：委員の皆様の予定を確認すると中旬の開催は難しいので下旬で調整する方が良いと思います。

事務局：11月19日から22日で再調整させていただきます。

8. 閉会

事務局：これをもちまして、第1回環境審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。